

第3章 内航旅客輸送

第3章のポイント

< 現状分析 >

- ・ 旅客船事業は、明石海峡大橋の供用開始等の影響により、事業者数、航路数ともに大幅に減少した。平成9年の輸送実績は、旅客、自動車のいずれも減少している。
- ・ 旅客船事業の経営状況は、営業収入の落ち込みが大きく、事業者全体での営業損益が赤字になっており、近年は赤字が拡大する傾向にある。
- ・ 離島航路は過疎化の進行等により旅客が減少している。経営状況については、営業費用の削減により営業損益が若干改善したものの依然として厳しい状況にある。
- ・ 本年5月に西瀬戸自動車道（しまなみ海道）が全線開通し、本州・四国間等で公共交通輸送機関として重要な役割を果たしてきた旅客船事業が事業規模の縮小・廃止を余儀なくされている。

< 政策 >

- ・ 平成10年6月の運輸政策審議会海上交通部会の答申を受けて、本年6月海上運送法を一部改正し、一般旅客定期航路事業の需給調整規制を伴う免許制を廃止し、運賃設定及びダイヤの変更を認可制から届出制に改めた。同時に、生活航路を維持するため、事業への参入、運賃設定、事業の休廃止について特別な規制を設けた。また、安全規制・利用者保護規制の適用範囲を、旅客定員12人以下の船舶による旅客運送や外航旅客運送に拡大した。これらは、平成12年10月1日より施行される。
- ・ 離島航路の維持・整備を図るため、離島航路整備法に基づき、航路経営によって生じる欠損金について補助を行っているほか、船舶の近代化を支援している。
- ・ 本四架橋による一般旅客定期航路事業者への影響を軽減するため、本四特措法に基づき、航路再編成、転業、離職者対策への支援を行っている。